

報告事項

県立学校への学校運営協議会の設置について

県立学校への学校運営協議会の設置について、下記のとおり報告します。

令和4年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

記

1 令和4年度設置校

高等学校（計8校）	特別支援学校
鳥取東高等学校、鳥取工業高等学校 鳥取湖陵高等学校、八頭高等学校 智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校 米子南高等学校、米子工業高等学校	※令和3年度で全校への導入が完了

（補足）令和4年度に高等学校で全校設置完了により、全ての県立学校への設置完了の予定。

2 参考

（1）県内市町村立学校における学校運営協議会の設置状況（令和4年3月現在）

区分	設置済み校数	導入率
小学校	78校	66.7%
中学校	32校	61.5%
義務教育学校	4校	100%

（2）学校運営協議会とは

学校運営協議会は、地域住民や保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者等を委員に任命し、次の役割がある。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる